

平成29年度第23回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：平成30年3月5日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線4220〕

① 件名
庁議日程、位置付け及び付議すべき事項の取扱いの見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 現在、庁議は第1・第3月曜日、庁議幹事会は庁議との間に勤務日の中1日確保し開催しているが、現行の日程では市長協議時間の確保や、庁議幹事会において内容等に修正が生じた場合に、調整時間の確保が難しい状況にある。 また、庁議の位置付けについて、市の意思決定機関や市長の意思決定を補完する機関とするなど、捉え方に相違が生じている。 さらに、現在の付議事項の取扱いでは、既に方針決定をしている案件を審議事項として取扱う状況である。 【目的】 庁議をより円滑に運営するため、庁議日程、位置付け及び付議すべき事項の取扱いを見直すもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市庁議規程（平成17年4月1日訓令第1号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年10月 庁議の日程等について協議 ～12月 11月 宮城県及び県内各市へ庁議に関するアンケートを実施
⑤ 主な内容
1 庁議日程の変更 市長協議等の時間を十分に確保できるようにするため、庁議の日程を月曜日から火曜日へ変更し、庁議と庁議幹事会の間に勤務日の中2日確保する。 2 庁議の位置付けの見直し 庁議の設置目的に「市長の意思決定を補完するため」を追加する。 3 付議すべき事項の取扱いの見直し 総合計画・震災復興基本計画の実施計画裁定済み及び予算裁定済みの案件については、報告事項として取扱う。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）
【影響・効果】 庁議日程、位置付け及び付議すべき事項の取扱いを見直すことにより、庁議のより円滑な運営が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<ul style="list-style-type: none"> ○庁議日程 県内では塩竈市が火曜日に庁議を開催している。 ○庁議の位置付け 県内では大崎市が類似の規程を定めている。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成30年3月 石巻市庁議規程の一部改正（平成30年4月1日施行予定）
⑨ その他